

平成 27 年 1 月 6 日付け新潟県告示第 7 号（道路の区域変更）中

ページ	行	誤	正
3	37、38	備考 1 路線の終点を変更する区域変更 2 路線の重用 一部区間一般国道18号、一般国道292号、県道後谷黒田脇野田停車場線及び県道上越脇野田新井線と重用	備考 1 路線の終点を変更する区域変更 2 路線の重用 一部区間一般国道18号、一般国道292号、県道後谷黒田脇野田停車場線及び県道上越脇野田新井線と重用 3 路線の重複 一部区間上越市道岡原脇野田線と重複